

# KANTO 金融サービス info

かんとぅ きんゆうさーびす いんふお

- ◆ 関東財務局は、財務省の総合出先機関として、また、金融庁から事務委任を受け、関東甲信越地区の1都9県において、財政や金融に関する業務を行っております。
- ◆ ここでは、地域の皆様と金融サービスに関する情報を共有し、利用者保護の推進を図ることを目的として、金融サービス利用者等に役立つ情報を分かり易く提供していくこととしていきます。

## トピックス

### プロ向けファンド

### (適格機関投資家等特例業務)に係る制度改正

平成27年5月27日付で、プロ向けファンド(適格機関投資家等特例業務)に係る規制強化等を措置する「金融商品取引法の一部を改正する法律案」が、第189回国会で可決・成立しました。⇒ 施行日は『平成28年3月1日』に確定しました。

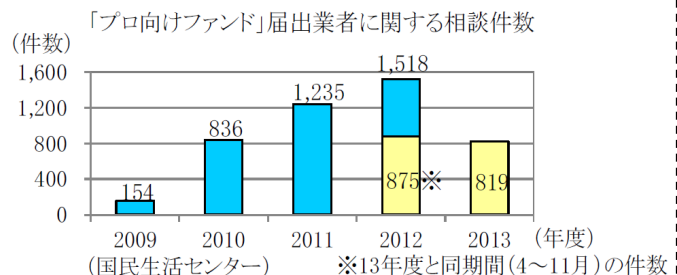
※詳細はこちら(金融庁ホームページ)

- H28.2.3『制度改正(お知らせ)』 <http://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160203-3.html>
- 金融商品取引法の一部を改正する法律 <http://www.fsa.go.jp/common/diet/>
- 改正政府令・パブリックコメント結果 <http://www.fsa.go.jp/news/27/20160203-1.html>

- 適格機関投資家等特例業務届出者は、基本的にいわゆるプロ投資家を相手に業務を行う者です。
- 適格機関投資家等特例業務を行う旨の届出が提出されていることをもって金融庁(財務局)が届出者の信頼性を保証するものではありません。したがって、届出を行っている適格機関投資家等特例業者と取引を行う場合であっても、その業者の信用力を慎重に判断し、取引内容をよく理解することが重要です。

#### 【制度改正の背景】

- 現行法では、1名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家(アマ)により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売が可能。
- しかしながら、
  - (1)登録業者と異なり、行為規制が緩く、行政処分の対象となっていないこと、
  - (2)投資の素人にも販売が可能なこと
 から、投資家に被害を与えるケースが急増。



## 規制強化の概要

財務局では、詐欺的な投資勧誘被害の拡大防止に取り組んでいます。

悪質業者に関する情報をお寄せください。

# 規制強化の概要（平成28年3月1日施行）

## 1. 適格機関投資家等特例業務の届出者の要件

- 欠格事由（業務廃止命令を受けてから5年間、刑事罰に処せられてから5年間等）の導入
- 届出書記載事項の拡充・届出内容の公表義務付け  
（※金融庁及び財務局でも、現在HP公表を行っている「届出業者一覧」及び「問題があると認められた届出業者リスト」について、記載事項の拡充や業者の分類等を行い、「届出者リスト」、「業務廃止命令を発出した届出者リスト」、「連絡がとれない届出者リスト」として公表する予定とされています（施行日から1年半以内））

◆ 届出業者に、「代表者の氏名、主たる営業所・事務所の住所、電話番号、HPアドレス、ファンドの事業内容等」の公表が義務付けられます！

## 2. 適格機関投資家の位置付け

- 実態を伴わない適格機関投資家の排除のため、適格機関投資家の範囲や要件を設定

◆ 特例業務の要件を満たす目的で形式的なプロ出資を行う等の行為は許しません！

## 3. 届出者に対する行為規制

- 登録業者と同等の行為規制を導入
  - ✓ 適合性原則（顧客の知識・経験等に照らし不適切な勧誘の禁止）
  - ✓ 契約の概要やリスク等を説明するための契約締結前の書面等の交付義務
  - ✓ 忠実義務、善管注意義務
  - ✓ 投資家利益を害する取引行為の禁止 等

プロ向けファンドに出資可能な個人投資家は、①「証券等口座開設後1年以上経過」かつ②「投資性金融資産を1億円以上保有」している者とされ、**投資の素人への販売が禁止**されます。

届出業者は、投資家に対し、**契約締結前の書面や、運用報告書等を交付する義務**が課されます。

- 事業報告書の作成・当局への提出、帳簿書類の作成・保存 等

◆ プロ向けファンドに出資できる者の範囲が、投資判断能力を有する一定の投資家及びファンド業者と密接に関連する者に限定され、**広く一般投資家へ販売することが禁止**されます！

◆ **届出業者に、登録業者と同等の行為規制**が導入されます！

## 4. 問題ある届出業者への対応

- 監督上の処分（業務改善・停止・廃止命令）の導入
- 実態把握・投資者保護の観点から、報告徴取・検査を行うことができることを明確化
- 裁判所による禁止・停止命令の対象を、法律・命令違反となる場合のほか、業務執行が著しく適正を欠き、投資者の損害拡大を防止する緊急の必要がある場合にも拡大
- 無届出・虚偽届出に係る罰則の引上げ、業務停止・廃止命令違反等に係る罰則の新設

◆ 今後、**届出業者に対し、行政処分が可能**となります！

（本件に関するお問い合わせ先）証券監督第3課 電話048-614-0044